

「オンライン診療の適切な実施に関する指針（平成 30 年 3 月）」に準拠する
基準等遵守の確認をするためのチェックリスト

確認日：令和 8 年 5 月 31 日

確認者：院長 筒井 芳彦

1. オンライン診療の提供に関する事項

(1) 医師—患者関係／患者合意

オンライン診療を実施する際は、オンライン診療を実施する旨について、 医師と患者との間で合意がある場合に行う。	✓	遵守
オンライン診療を実施する都度、 医師が医学的な観点から実施の可否を判断し、 オンライン診療を行うことが適切でないと判断した場合はオンライン診療を中止し、 速やかに適切な対面診療につなげる。	✓	遵守

(2) 適用対象

直接の対面診察と同等でないにしても、 これに代替しうる程度の患者の心身の状態に関する有用な情報を、 オンライン診療により得る。	✓	遵守
オンライン診療が困難な症状として、 一般社団法人日本医学会連合が作成した「オンライン診療の初診に適さない症状」 （日本医学会連合「オンライン診療の初診に関する提言」 （2022 年 11 月 24 日版） https://www.jmsf.or.jp/uploads/media/2022/11/20221124163108.pdf) 等を踏まえて医師が判断し、 オンライン診療が適さない場合には対面診療を実施する （対面診療が可能な医療機関を紹介する場合も含む。）。	✓	遵守
診療前相談により対面受診が必要と判断した場合であって、 対面診療を行うのが他院である場合は、 診療前相談で得た情報について必要に応じて適切に情報提供を行う。	✓	遵守
患者の同意を得た上で、診療録記載を含む十分な引き継ぎを行っていれば、 オンライン診療を行う予定であった医師の病欠、勤務の変更などにより、 「診療計画」において予定されていない代診医がオンライン診療を行うことが可能。	✓	遵守